

「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発／橋渡し促進技術開発」  
評価委員会  
(創薬技術及び診断技術)

評価委員会の公開について (案)

評価委員会の公開については、「研究評価委員会」の公開の取扱いに準じて以下のよう  
に行う。

- (1) 議事録（記名）については原則として会議終了後1 ヶ月以内に作成し公開する。また、議事要旨については、原則として1 週間以内に作成し、公開する。
  - (2) 配付資料は、原則として公開する。
  - (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
  - (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
  - (5) 知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等については、委員長の判断により、テーマ別中間・事後評価委員会を非公開とすることができる。
- この場合、公開される議事録、議事要旨にはテーマ別中間・事後評価委員会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

本日の評価委員会においては、

- 上記(5)に基づいて、個別テーマの中間・事後評価については、個別テーマ毎に該当部分は  
非公開とする。

非公開で行う評価委員会における秘密情報の取り扱いについては評価事務局が定める  
「評価委員会における秘密情報の守秘について」（資料 2-2 参照）を適用する。